

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

鎌倉の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけるとともに、その効果を鎌倉市全域に波及させていくことを目指し、重点区域内において歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等）の整備と適切な管理に関する各種事業を行う。

第1期計画では、史跡永福寺跡環境整備事業や鎌倉歴史文化交流館の整備事業等を行い、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図ってきた。

整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するよう事業を遂行してきた。また、歴史的建造物の保存活用に関する事業の実施にあたっては、国支援事業の活用を図るとともに、整備後の利活用や維持管理に要する費用等への対応を踏まえる必要があるため、民間のノウハウや資源の積極的な活用に努めてきた。

その他、歴史的風致維持向上施設の管理についても、施設の所有者や庁内関係課など十分な協議・調整を行い地域住民や関連団体との連携により取り組んできた。

第2期計画においても、第1期計画と同様の考え方で歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に取り組む。

2 重点区域における事業

基本的な考え方にに基づき展開する具体的な内容と事業は、次のとおりとする。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

- 1-1 文化財(建造物) 保存・修理助成事業
- 1-2 史跡名勝天然記念物整備・活用事業(旧史跡環境整備事業)
- 1-3 歴史的風致形成建造物保存整備事業
- 1-4 景観重要建築物等助成事業
- 1-5 歴史的建造物の保存整備事業
- 1-6 歴史的建造物の橋渡し支援事業
- 1-7 歴史的建造物の運営支援事業

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する事業

- 2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業
- 2-2 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業
- 2-3 北鎌倉県道沿い歩行者空間整備事業
- 2-4 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業
- 2-5 観光案内施設等整備事業（旧観光案内板等整備事業）
- 2-6 鎌倉海岸海浜環境整備事業
- 2-7 景観計画推進事業
- 2-8 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
- 2-9 屋外広告物誘導事業（旧屋外広告物条例制定・運用事業）
- 2-10 オーバーツーリズム対策事業
- 2-11 市街地環境向上事業

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

- 3-1 民有緑地維持管理助成事業（旧樹林維持管理事業）
- 3-2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業
- 3-3 緑地保全事業
- 3-4 緑地機能維持向上事業（身近な森づくり事業）
- 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れと安全対策事業
（旧歴史的風土特別保存地区買入れ事業）
- 3-6 古都保存法啓発事業（旧古都保存法施行 50 周年記念事業）
- 3-7 鎌倉風致保存会事業（旧鎌倉風致保存会助成事業）
- 3-8 緑地機能維持向上事業の経済性の確認

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

- 4-1 鎌倉市にふさわしい博物館事業
- 4-2 博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携
- 4-3 文化財調査・整備事業
- 4-4 出土遺物展示等事業（旧出土遺物庁内展示事業、旧発掘調査速報展示事業）
- 4-5 収蔵品等デジタル化事業

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

- 5-1 伝統産業継承・啓発支援事業（旧鎌倉彫振興事業所整備事業）
- 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業
- 5-3 御霊会助成事業
- 5-4 教育情報事業

(6) 取組の計画的・持続的な推進に関する事業

- 6-1 取組の費用対効果分析事業
- 6-2 歴史まちづくり周知啓発事業

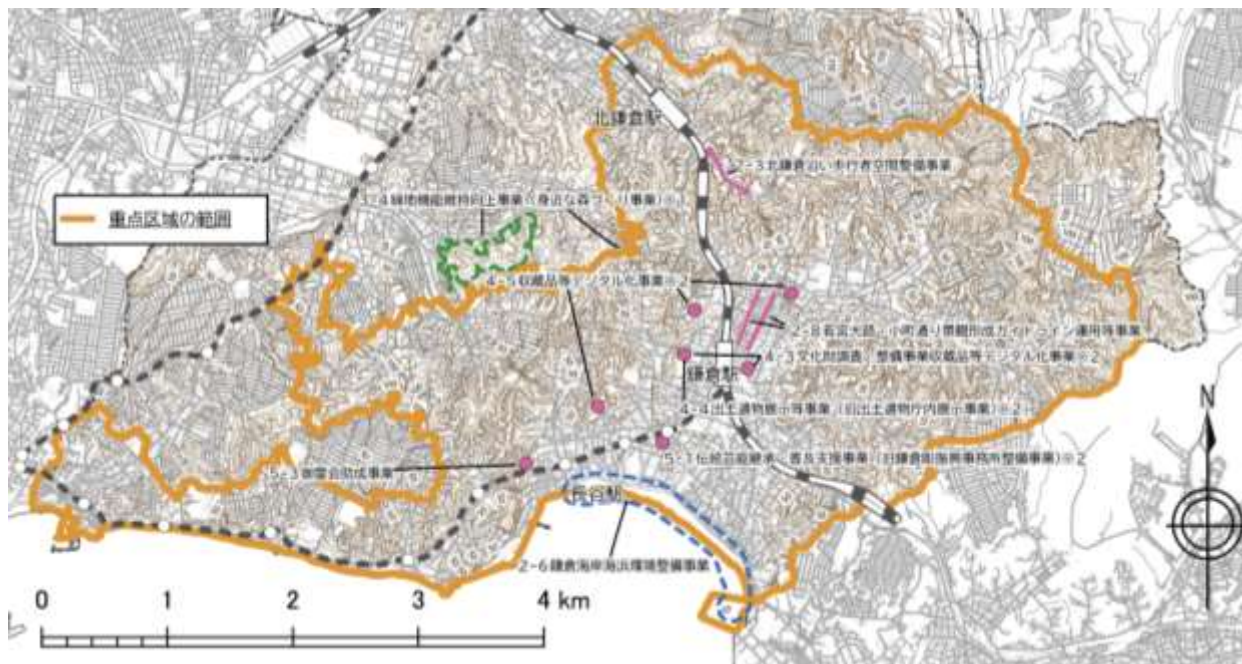


図 事業位置図

- ※1 緑破線で示した区域及び重点区域で事業を実施する。
 ※2 図に示した箇所以外においても、事業を実施する可能性がある。

重点区域で実施する事業

1-3 歴史的風致形成建造物保存整備事業	3-4 緑地機能維持向上事業（身近な森づくり事業）※1
1-5 歴史的建造物の保存整備事業	3-5 歴史的風土特別保存地区買入れと安全対策事業 （旧歴史的風土特別保存地区買入れ事業）
2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業	3-7 鎌倉風致保存会事業（旧鎌倉風致保存会助成事業）
2-2 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業	
2-4 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業	
2-10 オーバーツーリズム対策事業	

市域全域で実施する事業

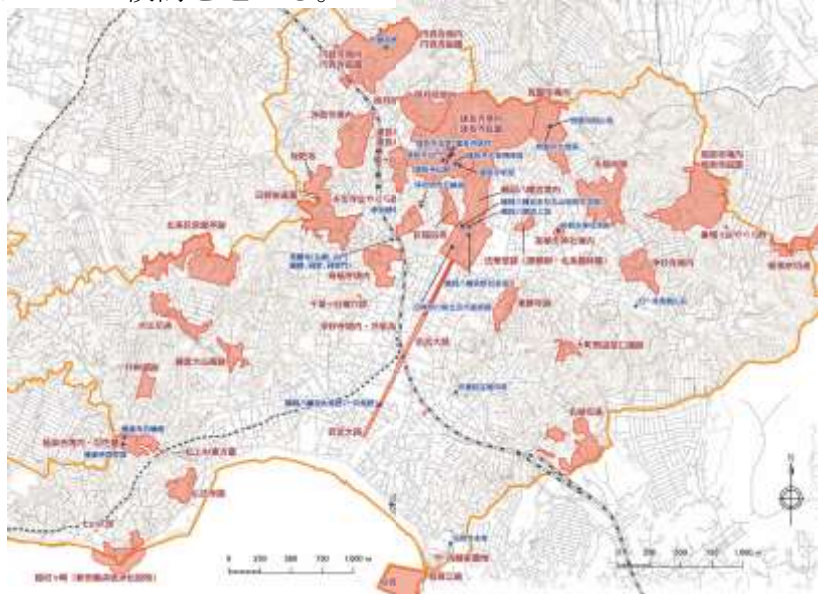
1-1 文化財（建造物）保存・修理助成事業	3-1 民有緑地維持管理助成事業（旧樹林維持管理事業）
1-2 史跡名勝天然記念物整備・活用事業（旧史跡環境整備事業）	3-2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業
1-4 景観重要建築物等助成事業	3-3 緑地保全事業
1-6 歴史的建造物の橋渡し支援事業	3-6 古都保存法啓発事業（旧古都保存法施行 50 周年記念事業）
1-7 歴史的建造物の運営支援事業	3-8 緑地機能維持向上事業の経済性の確認
2-5 観光案内施設等整備事業（旧観光案内板等整備事業）	4-1 鎌倉市にふさわしい博物館事業
2-7 景観計画推進事業	4-2 博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携
2-9 屋外広告物誘導事業（旧屋外広告物条例制定・運用事業）	5-2 郷土芸能普及啓発支援事業
2-11 市街地環境向上事業	5-4 教育情報事業
	6-1 取組の費用対効果分析事業
	6-2 歴史まちづくり周知啓発事業

3 事業一覧

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

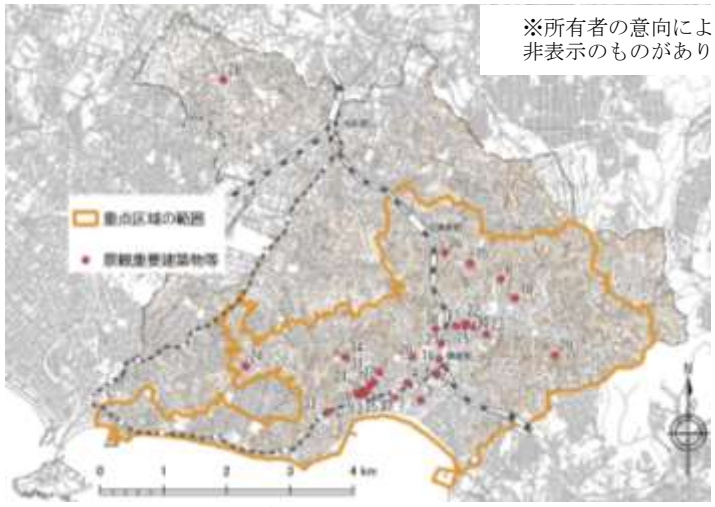
事業番号 1 - 1

事業名	文化財(建造物) 保存・修理助成事業						
事業主体	鎌倉市、社寺等を含む民間所有者等						
事業期間	昭和 36 年度～令和 17 年度						
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）（昭和 36 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）						
事業位置	（市域全域）						
事業概要	国・県・市の指定を受けている文化財（建造物）のうち、修理、防災・防犯対策が必要なものについて修理費用等の助成を行う。						
			国			県	市
			指定		登録	指定	指定
			国宝	重要文化財			
	有形文化財	建造物	1	22	46	8	33
図6-2 市における文化財(建造物)の数							
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致の要素となる文化財（建造物）について、所有者が適切な保存修理等を行うための費用を助成することによって、歴史的建造物の保全及び社寺を核とした市街地の良好な景観形成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。						

事業名	史跡・名勝天然記念物整備・活用事業（旧史跡環境整備事業）
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 36 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）（昭和 36 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	市内に点在する国指定の史跡について適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、危険木の伐採、歩行路の確保、史跡説明板等の設置などを行う。公有地化後の史跡の暫定的な整備、公開や管理手法について検討を進める。  図 国指定の史跡・名勝及び重要文化財(建造物)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡の保存を目的とした整備や来訪者が史跡内を安全で快適に散策できるような整備を行うことで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

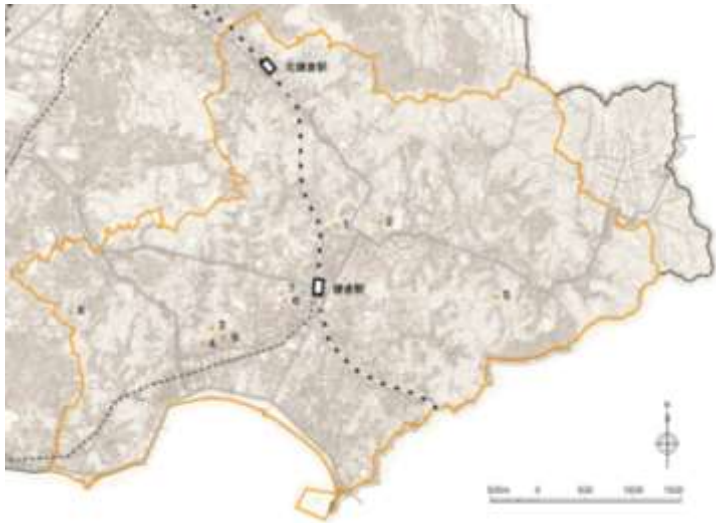
事業番号 1 - 3

事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業																										
事業主体	鎌倉市、公益財団法人鎌倉風致保存会、民間所有者等																										
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度																										
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 28 年度～令和 4 年度）、社会資本総合整備交付金・街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）																										
事業位置	重点区域																										
事業概要	重点区域内に点在している歴史的風致形成建造物候補について、歴史的風致形成建造物に指定し、その保存活用を図るために必要な耐震調査や改修設計、外観や内装の改修、利活用のための内部の改修・敷地の整備を含めた工事等を行う。併せて、歴史的建造物の由来などを表示した案内板等を設置する。  図 歴史的風致形成建造物候補 一覧 <table border="0"> <tr> <td>1. 御成小学校旧講堂★（平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号）</td><td>14. 橘亭</td></tr> <tr> <td>2. 鎌倉国宝館★（平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号）</td><td>15. 扇湖山荘</td></tr> <tr> <td>3. 鎌倉文学館（旧前田家別邸）★（令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号）</td><td>16. 旧野尻邸（旧大佛次郎茶亭）</td></tr> <tr> <td>4. 旧華頂宮邸★（平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号）</td><td>17. 吉屋信子記念館</td></tr> <tr> <td>5. 旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）★（令和 4 年 2 月 21 日指定・第 5 号）</td><td>18. 旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）</td></tr> <tr> <td>6. 湯浅物産館</td><td>19. 日本基督教団鎌倉教会会堂</td></tr> <tr> <td>7. 三河屋本店</td><td>20. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念幼稚園</td></tr> <tr> <td>8. 極楽洞</td><td>21. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂</td></tr> <tr> <td>9. 古我邸（旧荘邸）</td><td></td></tr> <tr> <td>10. 旧鎌倉図書館</td><td></td></tr> <tr> <td>11. 坂井家住宅</td><td></td></tr> <tr> <td>12. 寸松堂</td><td></td></tr> <tr> <td>13. 白日光</td><td></td></tr> </table> ※★印は第 1 期における歴史的風致形成建造物（歴史まちづくり法第 16 条）	1. 御成小学校旧講堂★（平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号）	14. 橘亭	2. 鎌倉国宝館★（平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号）	15. 扇湖山荘	3. 鎌倉文学館（旧前田家別邸）★（令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号）	16. 旧野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	4. 旧華頂宮邸★（平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号）	17. 吉屋信子記念館	5. 旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）★（令和 4 年 2 月 21 日指定・第 5 号）	18. 旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	6. 湯浅物産館	19. 日本基督教団鎌倉教会会堂	7. 三河屋本店	20. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念幼稚園	8. 極楽洞	21. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂	9. 古我邸（旧荘邸）		10. 旧鎌倉図書館		11. 坂井家住宅		12. 寸松堂		13. 白日光	
1. 御成小学校旧講堂★（平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号）	14. 橘亭																										
2. 鎌倉国宝館★（平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号）	15. 扇湖山荘																										
3. 鎌倉文学館（旧前田家別邸）★（令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号）	16. 旧野尻邸（旧大佛次郎茶亭）																										
4. 旧華頂宮邸★（平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号）	17. 吉屋信子記念館																										
5. 旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）★（令和 4 年 2 月 21 日指定・第 5 号）	18. 旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）																										
6. 湯浅物産館	19. 日本基督教団鎌倉教会会堂																										
7. 三河屋本店	20. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念幼稚園																										
8. 極楽洞	21. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂																										
9. 古我邸（旧荘邸）																											
10. 旧鎌倉図書館																											
11. 坂井家住宅																											
12. 寸松堂																											
13. 白日光																											
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的建造物について、外観や内装の改修等を行うことで、良好なまち並み景観の形成や鎌倉の歴史の周知に資するとともに、利活用により周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																										

事業名	景観重要建築物等助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 8 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	(市域全域)
事業概要	市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を含めた工事に対する助成金を交付する。  図 景観重要建築物等 位置図 【重点区域内】 - 鎌倉文学館（旧前田家別邸）★ - 伊藤邸（旧望洋楼） - 篠田邸（旧村田邸） - 寸松堂★ - 日本基督教団鎌倉教会会堂 - 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園 - かいひん荘鎌倉★ - 旧里見亭邸 ※平成 15 年（2003 年）12 月指定解除 - 川合邸 - 鎌倉聖ミカエル教会聖堂 - 鎌倉市長谷子ども会館★ - 白日堂 - 石島邸★ - 旧安保小児科医院 ※平成 29 年（2017 年）6 月指定解除 - 旧村上邸 - 旅館対僊閣 - 笹野邸 - のり真安齋商店 - 三河屋本店★ - 東勝寺橋 - 榑亭★ - 湯浅物産館★ - 去来庵 - ホテル ニューカマクラ - 旧華頂宮邸★ - 旧大佛次郎茶亭 - 旧加賀谷邸 - 極楽洞 - 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所★ - 旧三橋旅館蔵 - 猪熊邸（旧武雄自邸） - 萬屋本店 - 古我邸 - 旧鎌倉図書館★ 【重点区域外】 ※令和 5 年（2025 年）3 月指定解除 - 平井家住宅・長屋門 ※令和 2 年（2020 年）3 月指定解除 ※★印は国登録有形文化財（建造物）（文化財保護法第 57 条）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を行うことで、良好なまち並み景観の形成や歴史・文化の周知が図られ、周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 1 - 5

事業名	歴史的建造物の保存整備事業 ※この事業の「歴史的建造物」とは、文化財の指定その他の指定のない歴史的建造物をいう。										
事業主体	鎌倉市・民間所有者等										
事業期間	令和8年度～令和17年度										
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和8年度～令和17年度）										
事業位置	重点区域										
事業概要	文化財等に指定されていない歴史的建造物について、実態を把握するために調査を実施し、学術的、歴史的等の価値を明らかにするとともに、その保存・活用を検討する。 表 その他の歴史的建造物として想定している建造物の例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建造物種別</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>史跡指導標</td><td>82 基</td></tr> <tr> <td>鎌倉保勝会の石碑</td><td>鎌倉十橋：7 基 鎌倉十井：9 基</td></tr> <tr> <td>塚、道標、庚申棟塔</td><td>－</td></tr> <tr> <td>お堂</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>	建造物種別	数量	史跡指導標	82 基	鎌倉保勝会の石碑	鎌倉十橋：7 基 鎌倉十井：9 基	塚、道標、庚申棟塔	－	お堂	－
建造物種別	数量										
史跡指導標	82 基										
鎌倉保勝会の石碑	鎌倉十橋：7 基 鎌倉十井：9 基										
塚、道標、庚申棟塔	－										
お堂	－										
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する位置づけのない歴史的建造物の中には、長年、市民に親しまれ、地域の魅力の1つとなっているものがある。その価値を明らかにし、保存・活用を図ることで、地域の歴史を継承と良好なまち並み景観が形成できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。										

事業名	歴史的建造物の橋渡し支援事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 2 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	民間所有の歴史的建造物の存続のため、所有者のニーズや意向を把握するとともに、所有者からの相談等を受ける中間的組織について検討する。  図 民間所有の歴史的建造物位置図
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	所有者の少子高齢化や相続等の問題により、個人所有者による歴史的建造物の保存はますます困難になりつつあるが、現所有者から活用希望者への橋渡しを実現することで、歴史的建造物の継承が図れ、良好なまち並み景観が形成できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 1 - 7

事業名	歴史的建造物の運営支援事業
事業主体	鎌倉市、民間所有者等
事業期間	平成 8 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	歴史的・文化的な魅力を発信するためのコンテンツの作成、イベントなどを行うとともに民間所有者の利活用のニーズや意向を把握し、その支援について検討する。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	歴史的建造物の歴史的・文化的な魅力を発信することで、歴史・文化の周知が図られ、地域の魅力を高め、周遊観光にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する事業

事業番号 2 - 1

事業名	人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街づくり事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 13 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（令和●年度～令和 17 年度）、神奈川県支援事業（令和●年度～令和●年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	重点区域
事業概要	休日を中心とした交通渋滞の緩和を図るため、交通需要マネジメント（TDM=Transportation Demand Management）施策を実施する。  図 パークアンドライド駐車場位置図  写真 歩行者尊重道路  図 鎌倉フリー環境手形
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	パークアンライド、パークアンドバスライド、鎌倉フリー環境手形（公共交通フリー乗車券）、混雑状況や予測の情報提供等の自動車から公共交通への転換施策を交通事業者と協働で実施するとともに、ロードプライシング等の自動車交通の抑制策の実施によって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和が図られ、併せて歩行者尊重道路における安全対策を実施することにより市街地における良好な景観形成や歩行環境の改善につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 2

事業名	歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 28 年度～令和 17 年度）、社会資本総合整備交付金・街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	重点区域
事業概要	歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、年間を通じ多くの観光客が訪れる区域において、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備に取り組む。また、「歩く観光」を推奨するための取組を進める。 このことにより、回遊性を確保し、地域の一体化を高めるとともに、歩く観光を促進し、観光客の誘導・歩行者通行量の分散を図り、鉄道や歩道、特定エリア等の混雑軽減に努める。 散策路等のネットワークに県が管理する道路を含む場合は、県との連携について調整を行う  道路名板  路面の案内板   観光案内板 写真 観光案内板など  写真 美装化を実施した荏柄天神社参道(令和7年度)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域に展開する歴史的遺産をつなぐ散策ルート等を設定し、整備し、「歩く観光」を促進することで、歴史的遺産等の一体的運用を図り、全体で地域の魅力の向上を図る。また、多くの歩行者で混雑する道路と並走する市道や観光スポット周辺の市道を整備し、歩行者を誘導・分散させることで、歩道の混雑が緩和され、周遊観光に係る安全性や利便性が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 29 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 29 年度～令和 7 年度・事業の実施はなし）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉市山ノ内
事業概要	JR 北鎌倉駅に近接する第三鎌倉道踏切から建長寺前までの県道 21 号沿いの民有地側の整備により、安全な歩行空間の確保を図る。県道 21 号線は県が管理する道路であることから、県との連携について調整を行う    図 事業位置図  写真 整備イメージ(カラー舗装部分)  写真 県道 21 号(山ノ内)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	年間を通じて多くの観光客が訪れる県道 21 号横浜鎌倉線の第三鎌倉道踏切から建長寺前までの約 500m の間は、狭隘な歩道^{きょうあい}が続き、歩行者の円滑な通行に支障を来していることから、現在の歩道に接する民有地側を整備し、歩行空間を確保することで、歩行の安全と周遊観光の利便性の向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 4

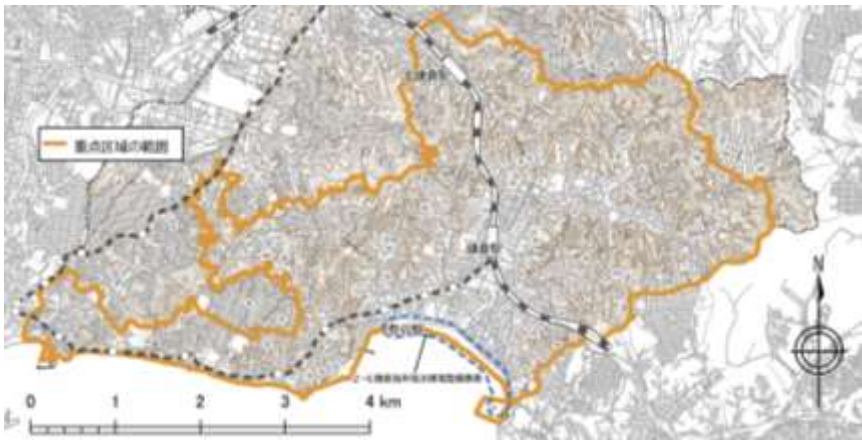
事業名	社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 39 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 39 年度～令和 17 年度）、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金（平成 28 年度～30 年度整備事業）、社会資本総合整備交付金・街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	重点区域
事業概要	多くの観光旅行者が集まる場所での公衆トイレ整備を検討するとともに、老朽化の進んでいる社寺境内等の公衆トイレについて、ユニバーサルデザイン化と機能改善を図るための改修・整備を行う。社寺等による公衆トイレの整備に対し補助金を交付する。  図 既設トイレ位置図   写真 施工例(改修前) 写真 施工例(改修後)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	多くの観光旅行者が集まる場所での公衆トイレの充実や、社寺等に設置された公衆トイレについて、外観修景や機能改善を実施することにより、良好な市街地景観の形成及び周遊観光の利便性向上に資

することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 5

事業名	観光案内施設等整備事業（旧観光案内板等整備事業）
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 39 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	市単独事業（令和 39 年度～令和 17 年度）、社会資本総合整備交付金・街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	歴史的遺産の周辺等来訪者の多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修を実施する。 観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況等の提供システムの構築と運用を図る。 ホームページなどで提供する観光情報及び観光・歴史案内板、案内サインの多言語化を図るとともに、手ぶら観光を促進していく。 企業立地促進条例により、市内への宿泊施設の立地を支援していく。   写真 多言語サイン 写真 混雑情報等の提供システム
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置し、多言語化を図ること等によって鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まるとともに、観光客の来訪時間や地域の分散化が図れ、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 6

事業名	鎌倉海岸海浜環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和4年度～令和17年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（令和4年度～令和10年度）、社会資本総合整備交付金・街なみ環境整備事業（令和5年度～令和17年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和8年度～令和17年度）
事業位置	鎌倉海岸
事業概要	材木座海岸及び由比ヶ浜海岸において、海浜環境の改善に必要な排水管路等の設備の整備を行う。  図 事業位置図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	海浜は、海にまつわる祭礼・行事の場であり、観光レジャーの拠点でもあり、年間を通して様々な祭事・イベントが開催される。特に夏は、海水浴場が開設され、花火大会が開催されるなど、多くの来場者で賑わう場所であり、排水管路等の設備の整備によって、海浜環境の改善が図れ、周辺市街地の住環境が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	景観計画推進事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 18 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 18 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	鎌倉市景観計画（第 3 期計画）の改訂を行うとともに、策定した計画の適切な運用実現を図る。  図 古都鎌倉大景域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観計画は、鎌倉の景観形成のマスタープランとなる計画であり、新たな課題について検討し、社会環境への変化を踏まえ、適切な改訂を行う。また、改訂後の計画の適正な運用により、古都のふさわしい良好な景観の形成が図れることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

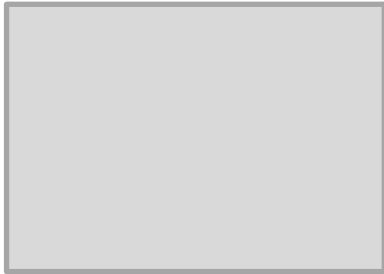
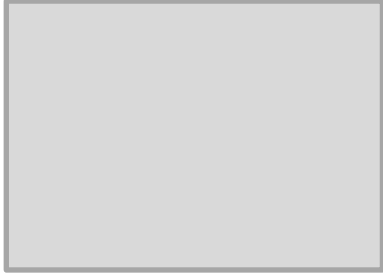
事業番号 2 - 8

事業名	若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和元年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（令和元年度）、市単独事業（令和 2 年度～令和 7 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	若宮大路・小町通り
事業概要	鎌倉景観地区では、建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度を定めているが、形態意匠の制限については明確な基準がない。このため、若宮大路と小町通りでは、指針となる景観形成ガイドラインの策定を行い、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続きを通じて、行政、地元、設計者が一体となって景観を作っていくための地域の「作法」として、その活用を図る。 図 若宮大路景観形成ガイドライン 図 小町通り景観形成ガイドライン
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鶴岡八幡宮の参道・商店街として、地域の顔となる若宮大路、小町通りにおいて、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	屋外広告物誘導事業(旧屋外広告物条例制定・運用事業)
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 2 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 (令和 2 年度～令和 17 年度)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度～令和 17 年度)
事業位置	(市域全域)
事業概要	地域特性を踏まえた制度として鎌倉市屋外広告物条例 (令和 4 年 4 月 1 日施行) の適切な運用を図るとともに、条例の管理を行う。  図 鎌倉市屋外広告物条例 概要
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市独自の屋外広告物条例を制定し、地域特性を踏まえた制度として運用を図ることによって、地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導が図れ、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成とまちの活性化が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 10

事業名	オーバーツーリズム対策事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和4年度～令和17年度
事業手法 (支援事業名)	オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業（令和●年度～令和17年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和8年度～令和17年度）
事業位置	重点区域
事業概要	観光スポットでの混雑状況及び予測の可視化や観光地周辺の混雑状況、エリアの名所や見どころ情報の発信などを行うとともに、ルールやマナーを守った責任のある観光を呼びかけていく。 集中混雑が顕在化している地区では、誘導員の配置や多言語での啓発設備の設置、防犯カメラの設置、動線の分離など地域住民の生活への負担軽減策のために必要な対策を講じる。 図 鎌倉高校前駅周辺における秩序維持のための実証実験(案) 写真 AIカメラによる状況把握等 写真 注意喚起看板の設置
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	分散型観光の推進とルールやマナーを守った責任のある観光の呼びかけ等により、持続可能な観光地域づくりを進めることで、観光旅行者の受け入れと住民の生活の質の両立が図れ、市民と観光旅行者双方の満足度が高まることが期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	市街地環境向上事業
事業主体	鎌倉市、神奈川県（調整中）
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	観光旅行者が多く集まるエリアで防犯灯、防犯カメラを設置する。 避難誘導サインの修繕、更新を行う。 その他地域の観光資源充実が図れ、市街地環境の向上に資する事業の実施を検討する。  写真 防犯灯、防犯カメラを設置  写真 避難誘導サインの修繕、更新  写真 古都らしいウオーカブルな空間誘導
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内は多くの観光旅行者が来訪するエリアであるが、防災・防犯、空き家活用、ウオーカブルな空間誘導など課題を抱えており、これらを総合的に対応し、市街地環境の向上を図ることで、市民と観光旅行者双方の安全性、満足度が高まることが期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

事業番号 3 - 1

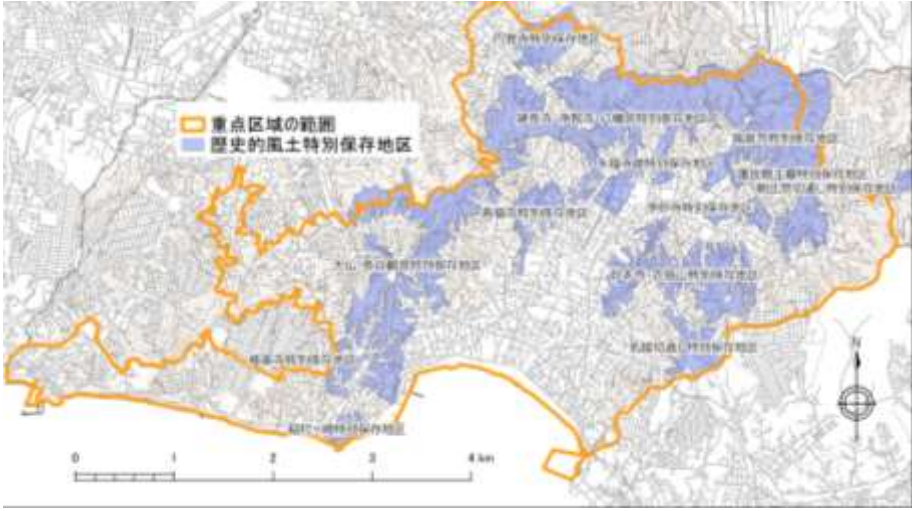
事業名	民有緑地維持管理助成事業（旧樹林維持管理事業）																			
事業主体	鎌倉市																			
事業期間	昭和 63 年度～令和 17 年度																			
事業手法 （支援事業名）	【樹林維持管理事業】市単独事業（昭和 63 年度～令和 7 年度） 【民有緑地維持管理助成事業】市単独事業（令和 8 年度～令和 17 年度）																			
事業位置	（市域全域）																			
事業概要	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の良好な環境を守るため、関係法令等により一定の土地利用制限がなされている民有緑地について、民有緑地維持管理助成事業により、緑地の所有者が行う樹林の維持管理に対し支援を行っていく。 表 対象地域 <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>八幡宮地区</td><td>歴史的風土保存区域</td></tr> <tr> <td>2</td><td>山ノ内・今泉地区</td><td>歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区</td></tr> <tr> <td>3</td><td>浄明寺・十二所地区</td><td>歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区</td></tr> <tr> <td>4</td><td>大町・材木座地区</td><td>歴史的風土保存区域</td></tr> <tr> <td>5</td><td>長谷・極楽寺地区</td><td>歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区</td></tr> <tr> <td>6</td><td>佐助・御成地区</td><td>歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区</td></tr> </table>		1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域	2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区	3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区	4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域	5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区	6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区
1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域																		
2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区																		
3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区																		
4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域																		
5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区																		
6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区																		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区における樹林地を適切に管理することにより、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																			

事業名	緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業																																																																																																																																																																																																				
事業主体	鎌倉市																																																																																																																																																																																																				
事業期間	昭和 56 年度～令和 17 年度																																																																																																																																																																																																				
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 56 年度～令和 17 年度） 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）																																																																																																																																																																																																				
事業位置	（市域全域）																																																																																																																																																																																																				
事業概要	市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。 また、市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要な 61 か所について、鎌倉市緑地維持管理計画（平成 30 年度策定）に基づき、施設の更新や樹木の剪定、伐採、機能向上等を行う。  危険木等の伐採の様子  越境樹木等の伐採施工後 写真 緑地維持管理事業の状況 表 維持管理の優先順位の高い 61 緑地一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑地番号</th><th>緑地名</th><th>地域</th><th>緑地番号</th><th>緑地名</th><th>地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>津1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>70</td><td>(仮称) 胡桃が谷緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>9</td><td>(仮称) 梶原1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>72</td><td>(仮称) 岡本戸部緑地</td><td>玉縄地域</td></tr> <tr><td>10</td><td>(仮称) 梶原2号緑地</td><td>深沢地域</td><td>73</td><td>(仮称) 扇が谷1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>11</td><td>(仮称) 梶原3号緑地</td><td>深沢地域</td><td>74</td><td>(仮称) 扇が谷2号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>15</td><td>(仮称) 常盤緑地</td><td>深沢地域</td><td>75</td><td>(仮称) 扇が谷3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>17</td><td>(仮称) 今泉1号緑地</td><td>大船地域</td><td>76</td><td>(仮称) 佐助1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>18</td><td>(仮称) 今泉2号緑地</td><td>大船地域</td><td>77</td><td>(仮称) 佐助2号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>20</td><td>(仮称) 今泉4号緑地</td><td>大船地域</td><td>82</td><td>(仮称) 今泉8号緑地</td><td>大船地域</td></tr> <tr><td>21</td><td>(仮称) 今泉5号緑地</td><td>大船地域</td><td>83</td><td>(仮称) 十二所1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>22</td><td>(仮称) 今泉6号緑地</td><td>大船地域</td><td>84</td><td>(仮称) 観音山惣仙寺緑地</td><td>玉縄地域</td></tr> <tr><td>24</td><td>(仮称) 七里が浜1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>86</td><td>(仮称) 稲村が崎3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>25</td><td>(仮称) 津西1号緑地</td><td>腰越地域</td><td>87</td><td>(仮称) 扇が谷4号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>26</td><td>(仮称) 苗田1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>88</td><td>(仮称) 植木3号緑地</td><td>玉縄地域</td></tr> <tr><td>27</td><td>(仮称) 山崎1号緑地</td><td>深沢地域</td><td>91</td><td>(仮称) 岡本内耕地緑地</td><td>玉縄地域</td></tr> <tr><td>29</td><td>(仮称) 植木1号緑地</td><td>玉縄地域</td><td>92</td><td>(仮称) 等覚寺東光寺緑地</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>33</td><td>(仮称) 梶原6号緑地</td><td>深沢地域</td><td>99</td><td>(仮称) 手広1-3号緑地</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>35</td><td>(仮称) 浄明寺緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>100</td><td>(仮称) 手広谷際緑地</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>38</td><td>(仮称) 津西2号緑地</td><td>腰越地域</td><td>101</td><td>(仮称) 二階堂4号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>39</td><td>(仮称) 梶原7号緑地</td><td>深沢地域</td><td>103</td><td>雪ノ下1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>40</td><td>(仮称) 高野1号緑地</td><td>大船地域</td><td>105</td><td>(仮称) 長谷1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>44</td><td>(仮称) 腰越2号緑地</td><td>腰越地域</td><td>106</td><td>(仮称) 高野4号緑地</td><td>大船地域</td></tr> <tr><td>50</td><td>(仮称) 常盤山緑地</td><td>深沢地域</td><td>115</td><td>(仮称) 材木座1号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>56</td><td>(仮称) 稲村が崎1-1号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>117</td><td>(仮称) 津西3号緑地</td><td>腰越地域</td></tr> <tr><td>58</td><td>(仮称) 稲村が崎2号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>118</td><td>(仮称) 今泉9号</td><td>大船地域</td></tr> <tr><td>60</td><td>(仮称) 鎌倉山2号緑地</td><td>深沢地域</td><td>120</td><td>(仮称) 玉縄城址緑地</td><td>玉縄地域</td></tr> <tr><td>61</td><td>(仮称) 笹目1号緑地</td><td>鎌倉地域</td><td>121</td><td>(仮称) 鎌倉山3号緑地</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>62</td><td>(仮称) 天神山緑地</td><td>深沢地域</td><td>122</td><td>(仮称) 梶原五丁目特別緑地保全地区</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>63</td><td>(仮称) 手広峯緑地</td><td>深沢地域</td><td>124</td><td>(仮称) 岩瀬3号緑地</td><td>大船地域</td></tr> <tr><td>64</td><td>(仮称) 山ノ内明月谷緑地</td><td>大船地域</td><td>125</td><td>(仮称) 長谷3号緑地</td><td>鎌倉地域</td></tr> <tr><td>68</td><td>(仮称) 苗田三反所緑地</td><td>深沢地域</td><td>126</td><td>(仮称) 寺分4号緑地</td><td>深沢地域</td></tr> <tr><td>69</td><td>(仮称) 釈迦堂緑地</td><td>鎌倉地域</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域	3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称) 胡桃が谷緑地	鎌倉地域	9	(仮称) 梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称) 岡本戸部緑地	玉縄地域	10	(仮称) 梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称) 扇が谷1号緑地	鎌倉地域	11	(仮称) 梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称) 扇が谷2号緑地	鎌倉地域	15	(仮称) 常盤緑地	深沢地域	75	(仮称) 扇が谷3号緑地	鎌倉地域	17	(仮称) 今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称) 佐助1号緑地	鎌倉地域	18	(仮称) 今泉2号緑地	大船地域	77	(仮称) 佐助2号緑地	鎌倉地域	20	(仮称) 今泉4号緑地	大船地域	82	(仮称) 今泉8号緑地	大船地域	21	(仮称) 今泉5号緑地	大船地域	83	(仮称) 十二所1号緑地	鎌倉地域	22	(仮称) 今泉6号緑地	大船地域	84	(仮称) 観音山惣仙寺緑地	玉縄地域	24	(仮称) 七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称) 稲村が崎3号緑地	鎌倉地域	25	(仮称) 津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称) 扇が谷4号緑地	鎌倉地域	26	(仮称) 苗田1号緑地	深沢地域	88	(仮称) 植木3号緑地	玉縄地域	27	(仮称) 山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称) 岡本内耕地緑地	玉縄地域	29	(仮称) 植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称) 等覚寺東光寺緑地	深沢地域	33	(仮称) 梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称) 手広1-3号緑地	深沢地域	35	(仮称) 浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称) 手広谷際緑地	深沢地域	38	(仮称) 津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称) 二階堂4号緑地	鎌倉地域	39	(仮称) 梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域	40	(仮称) 高野1号緑地	大船地域	105	(仮称) 長谷1号緑地	鎌倉地域	44	(仮称) 腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称) 高野4号緑地	大船地域	50	(仮称) 常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称) 材木座1号緑地	鎌倉地域	56	(仮称) 稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称) 津西3号緑地	腰越地域	58	(仮称) 稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称) 今泉9号	大船地域	60	(仮称) 鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称) 玉縄城址緑地	玉縄地域	61	(仮称) 笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称) 鎌倉山3号緑地	深沢地域	62	(仮称) 天神山緑地	深沢地域	122	(仮称) 梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域	63	(仮称) 手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称) 岩瀬3号緑地	大船地域	64	(仮称) 山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称) 長谷3号緑地	鎌倉地域	68	(仮称) 苗田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称) 寺分4号緑地	深沢地域	69	(仮称) 釈迦堂緑地	鎌倉地域			
緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域																																																																																																																																																																																																
3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称) 胡桃が谷緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
9	(仮称) 梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称) 岡本戸部緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																																
10	(仮称) 梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称) 扇が谷1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
11	(仮称) 梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称) 扇が谷2号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
15	(仮称) 常盤緑地	深沢地域	75	(仮称) 扇が谷3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
17	(仮称) 今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称) 佐助1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
18	(仮称) 今泉2号緑地	大船地域	77	(仮称) 佐助2号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
20	(仮称) 今泉4号緑地	大船地域	82	(仮称) 今泉8号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																																
21	(仮称) 今泉5号緑地	大船地域	83	(仮称) 十二所1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
22	(仮称) 今泉6号緑地	大船地域	84	(仮称) 観音山惣仙寺緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																																
24	(仮称) 七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称) 稲村が崎3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
25	(仮称) 津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称) 扇が谷4号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
26	(仮称) 苗田1号緑地	深沢地域	88	(仮称) 植木3号緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																																
27	(仮称) 山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称) 岡本内耕地緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																																
29	(仮称) 植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称) 等覚寺東光寺緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																																
33	(仮称) 梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称) 手広1-3号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																																
35	(仮称) 浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称) 手広谷際緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																																
38	(仮称) 津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称) 二階堂4号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
39	(仮称) 梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
40	(仮称) 高野1号緑地	大船地域	105	(仮称) 長谷1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
44	(仮称) 腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称) 高野4号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																																
50	(仮称) 常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称) 材木座1号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
56	(仮称) 稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称) 津西3号緑地	腰越地域																																																																																																																																																																																																
58	(仮称) 稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称) 今泉9号	大船地域																																																																																																																																																																																																
60	(仮称) 鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称) 玉縄城址緑地	玉縄地域																																																																																																																																																																																																
61	(仮称) 笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称) 鎌倉山3号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																																
62	(仮称) 天神山緑地	深沢地域	122	(仮称) 梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域																																																																																																																																																																																																
63	(仮称) 手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称) 岩瀬3号緑地	大船地域																																																																																																																																																																																																
64	(仮称) 山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称) 長谷3号緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																
68	(仮称) 苗田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称) 寺分4号緑地	深沢地域																																																																																																																																																																																																
69	(仮称) 釈迦堂緑地	鎌倉地域																																																																																																																																																																																																			
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市街地に広がる市所有の緑地を計画的かつ適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																																																																																																																																																																				

事業名	緑地保全事業																																																											
事業主体	鎌倉市																																																											
事業期間	昭和 47 年度～令和 17 年度																																																											
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 47 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）																																																											
事業位置	(市域全域)																																																											
事業概要	美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。加えて、緑地の所有者が行う維持管理作業について、助成金を交付する。 表 緑地保全事業実施状況 令和5年度 指定／契約状況及び奨励金交付状況 ・保存樹木(1本又は1株につき年額1,800円) ・保存樹林(100平方メートルにつき年額530円) ・保存生け垣(片側の面積10平方メートルにつき年額860円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和5年度指定状況</th><th colspan="3">令和5年度奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>奨励金の金額</th></tr><tr><td>樹木</td><td>67件</td><td>327本</td><td>59件</td><td>288本</td><td>517,500円</td></tr><tr><td>樹林</td><td>169件</td><td>2,311.598.34㎡</td><td>148件</td><td>2,245.037.69㎡</td><td>11,856,100円</td></tr><tr><td>生け垣</td><td>100件</td><td>9,016.35㎡</td><td>88件</td><td>8,055.67㎡</td><td>665,640円</td></tr><tr><td>合計</td><td>287件</td><td>-</td><td>250件</td><td>-</td><td>13,039,240円</td></tr></table> ※ 樹木、樹林、生け垣を重複して指定している方がいるため、件数の合計は各項目の合計と一致しません。 ※ 年度途中での指定変更や奨励金の辞退により、数値が一致しない部分があります。 ・緑地保全契約 (固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に相当する額) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和5年度契約状況</th><th colspan="2">令和5年度奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>面積</th><th>件数</th><th>面積</th><th>奨励金の金額</th></tr><tr><td>緑地保全契約</td><td>105件</td><td>483,702.75㎡</td><td>100件</td><td>475,098.78㎡</td><td>7,063,630円</td></tr></table> ※ 年度途中での契約変更や奨励金の辞退により、数値が一致しない部分があります。 ・民有緑地維持管理助成事業(樹木の伐採・剪定、倒木の撤去処分等に要した経費の1/2の額。上限1,000,000円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和5年度助成状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>助成金額</th></tr><tr><td>民有緑地維持管理助成事業</td><td>85件</td><td>56,054,000円</td></tr></table>  写真 風致地区に位置する保存生け垣	項目	令和5年度指定状況		令和5年度奨励金支出状況			件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額	樹木	67件	327本	59件	288本	517,500円	樹林	169件	2,311.598.34㎡	148件	2,245.037.69㎡	11,856,100円	生け垣	100件	9,016.35㎡	88件	8,055.67㎡	665,640円	合計	287件	-	250件	-	13,039,240円	項目	令和5年度契約状況		令和5年度奨励金支出状況		件数	面積	件数	面積	奨励金の金額	緑地保全契約	105件	483,702.75㎡	100件	475,098.78㎡	7,063,630円	項目	令和5年度助成状況		件数	助成金額	民有緑地維持管理助成事業	85件	56,054,000円
項目	令和5年度指定状況		令和5年度奨励金支出状況																																																									
	件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額																																																							
樹木	67件	327本	59件	288本	517,500円																																																							
樹林	169件	2,311.598.34㎡	148件	2,245.037.69㎡	11,856,100円																																																							
生け垣	100件	9,016.35㎡	88件	8,055.67㎡	665,640円																																																							
合計	287件	-	250件	-	13,039,240円																																																							
項目	令和5年度契約状況		令和5年度奨励金支出状況																																																									
	件数	面積	件数	面積	奨励金の金額																																																							
緑地保全契約	105件	483,702.75㎡	100件	475,098.78㎡	7,063,630円																																																							
項目	令和5年度助成状況																																																											
	件数	助成金額																																																										
民有緑地維持管理助成事業	85件	56,054,000円																																																										
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市街地に広がる民有緑地等を適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																											

事業名	緑地機能維持向上事業（身近な森づくり事業）
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 6 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	社会資本総合整備事業・機能維持増進事業（令和 6 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	常盤山及び重点区域内
事業概要	防災、生物の多様性の保全等の機能向上のため、樹林地の面的な択伐等を行い、緑地の安全を確保しながら、樹林地の緩やかな更新を促すことで、緑地の機能維持増進を図っていく。樹林地の更新等には相当の期間を要するため、場所や面積を絞り、効果の確認のための試行的な実施に取り組む。 また、県が管理する緑地での取組の可能性について調整を行う。 写真 市民に身近な森づくり事業の施工例(常盤山)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	取組には相当の期間を要するが、長期間、適切な管理がなされず荒廃が進む緑地の健全性が確保され、良好な樹林地の持続的な保全が図られることから、歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致の向上に寄与する。

事業番号 3 - 5

事業名	歴史的風土特別保存地区買入れと安全対策事業（旧歴史的風土特別保存地区買入れ事業）
事業主体	神奈川県
事業期間	昭和 42 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（古都保存・緑地保全等事業）（昭和●年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）（調整中）
事業位置	重点区域内
事業概要	歴史的風土特別保存地区内において、土地所有者が建築物その他の工作物の新築等の行為の許可を受けることができないため土地利用に著しい支障をきたす場合、土地所有者から土地を買入れるべき旨の申出を受けて、買入れを行う。  図 歴史的風土特別保存地区
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土特別保存地区における行為の制限を厳正に行うとともに、土地の買入れ及び買入後の緑地の適切な管理を行うことによって、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	古都保存法啓発事業（旧古都保存法施行 50 周年記念事業）
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	市単独事業（平成 28 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備 推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	昭和 41 年（1966 年）に古都保存法が制定・施行され、令和 8 年（2026 年）に 60 周年を迎えることから、この機会を捉え、古都保存法制定の歴史や歴的風土の保全の主旨を周知啓発するため、講演会の開催、冊子等の刊行、デジタル教材の作成を行う。 50 周年記念事業の様子(平成 28 年度(2016 年))   写真 里山フェスタ(1) 写真 里山フェスタ(2)  写真 記念誌の作成と配布
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	歴史的風土の大切さを多くの方々と共に考え共有することで、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を、次世代へ継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

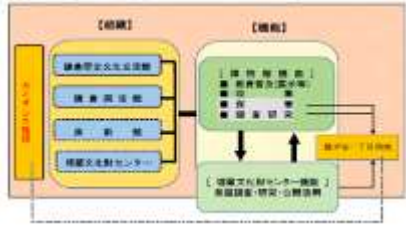
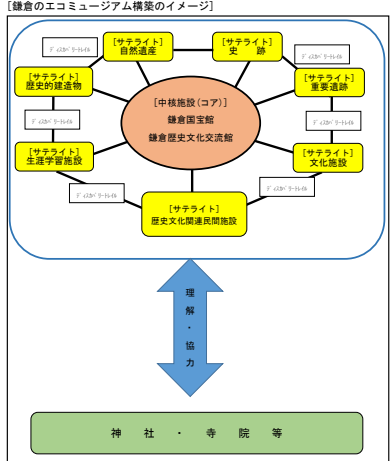
事業番号 3 - 7

事業名	鎌倉風致保存会事業（旧鎌倉風致保存会助成事業）
事業主体	鎌倉市、鎌倉風致保存会
事業期間	昭和 58 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	市単独事業（昭和 58 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉市雪ノ下 外
事業概要	歴史的風致の維持向上に深く関わっている鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付する。 鎌倉風致保存会は、補助金等の支援を活用し、市民やボランティアと協働で、史跡や社寺後背の緑地等で下草刈りなど保全緑地の管理と啓発等の活動を実施する。  図 鎌倉風致保存会の主な活動の場所 鎌倉風致保存会の活動の様子  写真 中学生に対する啓発活動 写真 下草刈り
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	鎌倉風致保存会の運営に対する補助金の交付などの支援によって、「みどりのボランティア」による史跡や社寺後背の緑地等の下草刈りや保全緑地の管理と啓発が図れ、歴史的風致の重要な要素である山稜部の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	緑地機能維持向上事業の経済性の確認
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 6 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	緑地機能維持増進事業の経済性をはじめとする効果を定量的に確認する。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	緑地の機能増進事業の効果を確認することにより、優先的な事業展開が期待でき、長期間、適切な管理がなされず荒廃が進む緑地の健全性が確保され、良好な樹林地の持続的な保全が図られることから、歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致の向上に寄与する。

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

事業番号 4 - 1

事業名	鎌倉市にふさわしい博物館事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和3年度～令和17年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（令和3年度～令和17年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和8年度～令和17年度）
事業位置	（市内全域）
事業概要	令和2年（2020年）6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を踏まえ、同基本計画等策定と事業の推進を図る。鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の「鎌倉ミュージアム」の考え方に基づき、デジタル・フィールドミュージアムの具体化及び博物館機能の強化などにより、新たな歴史総合博物館の構築を図っていく。  図 エコミュージアムのコアの考え方  図 鎌倉のエコミュージアムの構築のイメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の考え方の中核にある「エコミュージアムの構築」は、古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまちを目指す具体手的な手法のひとつとして、歴史的遺産の活用と文化財の適切な保存管理機能の充実を図りながら、さらなる地域の魅力を高め、歴史的遺産と共生するまちづくりの推進に資するものとなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 3 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（令和 3 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	鎌倉国宝館と歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多く在る文化財を効果的に公開・活用する。また、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む。 写真 鎌倉国宝館における文化財の公開 写真 鎌倉歴史文化交流館における文化財の公開
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の歴史・文化施設の連携強化により、鎌倉の歴史文化に触れ、体験する場の充実が図れ、多くの人が鎌倉の歴史的遺産等と共生するまちの魅力が感じられ、歴史的風致の維持向上に関する啓発が行われることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 3

事業名	文化財調査・整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 47 年度～令和 17 年度）、国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）（昭和 59 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉生涯学習センター 外
事業概要	埋蔵文化財の発掘調査を実施し、記録保存を行う。 市指定文化財の管理者に対して文化財の適正な管理に係る奨励金を交付する。 写真 発掘調査の様子
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	鎌倉の歴史の市指定文化財の管理者が行う文化財の適正な管理に対して奨励金を交付することや発掘調査の実施、埋蔵文化財の記録保存等を行うことで地域の歴史的価値を明らかにし、将来に継承することで、貴重な文化財の保存活用が図られ、鎌倉の歴史や文化を後世に伝えることに繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

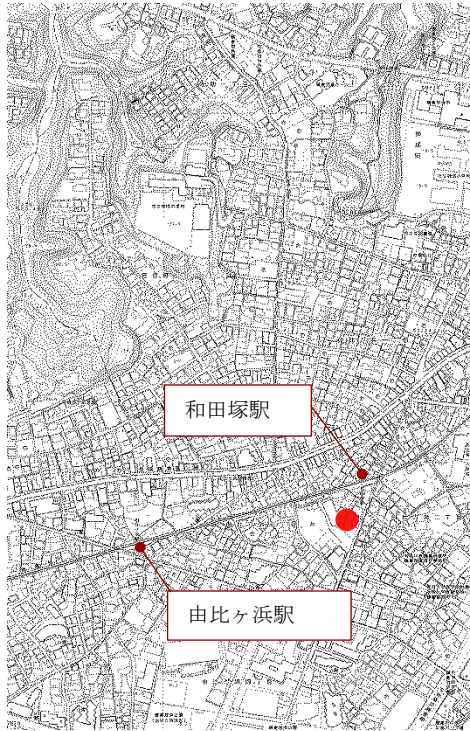
事業名	出土遺物展示等事業（旧出土遺物庁内展示事業、旧発掘調査速報展示事業）
事業主体	鎌倉市、民間所有者等（調整中）
事業期間	平成 27 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	【発掘調査速報展示等】国宝重要文化財等保存整備費補助金（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業）（昭和 25 年度～令和 17 年度） 【出土した遺物の展示】市単独事業（平成 27 年度～令和 7 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	【発掘調査速報展示等】（市域全域） 【出土した遺物の展示】市役所庁舎 外
事業概要	【発掘調査速報展示等】 前年度に市内で行われた発掘調査について、出土した遺物や調査中の写真などの展示を行うとともに、併せて遺跡調査研究発表会を行う。また、「鎌倉の埋蔵文化財」として調査の概要を冊子にまとめ、無償配布する。 写真 発掘調査速報展 写真 鎌倉の埋蔵文化財 写真 遺跡調査研究発表 【出土した遺物の展示】 市内の発掘調査における成果を公開するとともに、出土した遺物を展示する。 展示の様子(遠景) 写真 展示の様子(近景)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	発掘調査の結果や市内で出土した遺物に身近に触れられる機会を提供することで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的遺産等と共生するまちの魅力が感じられ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 5

事業名	収蔵品等デジタル化事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独費事業（令和 8 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉国宝館、鎌倉市歴史文化交流センター、鎌倉文学館 外
事業概要	鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館等が収蔵する資料等のデジタル化及びデータベース化、ホームページ等を活用したアーカイブ機能の構築を行う。 また、データベースにデジタルマップ、デジタルガイド機能を持たせ、観光旅行者の利便性の向上を図る。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	市内博物館等に収蔵する資料のデジタル化を図ることにより、資料情報を確実に保存できる。資料情報の発信により鎌倉の歴史や文化についての理解が深まり、また、多様な活用を促進することで観光地域としての磨き上げにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

事業番号 5 - 1

事業名	伝統産業継承・啓発支援事業（旧鎌倉彫振興事業所整備事業）
事業主体	鎌倉市、伝統産業関連団体等
事業期間	平成 27 年度～令和 17 年度
事業手法 （支援事業名）	市単独事業（平成 27 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉市由比ガ浜三丁目 外
事業概要	関係団体等との協働により、伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を図るため、作品の展示、体験教室の開催、冊子の刊行などにより、伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などの発信・周知を行う。  和田塚駅 由比ヶ浜駅   図 事業位置図 写真 建物の様子(整備後内観)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などを広く一般に発信し、周知することで、鎌倉彫の価値への理解が深まり、後継者の育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 5 - 2

事業名	郷土芸能普及啓発支援事業
事業主体	鎌倉市、郷土芸能普及関連団体等
事業期間	昭和 45 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 45 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	関係団体等との協働により、郷土芸能の普及啓発の場である鎌倉郷土芸能大会を開催する。 郷土芸能大会の様子  写真 会場入口  写真 鎌倉神楽  写真 はやし獅子  写真 祭ばやし
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	鎌倉市郷土芸能保存協会との協働による、五十余年続いている鎌倉郷土芸能大会の開催の継続や後継者の育成への支援は、地域に伝わる伝統芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知することにつながり、郷土芸能の普及継承に資することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	御霊会助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 51 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 51 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	鎌倉市坂ノ下
事業概要	面掛行列の実施、実施に必要な衣装・用具の保存や維持管理、行事の担い手の育成を図っている御霊会へ補助金を交付する。 写真 面掛行列の様子(1) 面掛行列の様子(2) 図 面掛行列ルート図
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	県指定の無形民俗文化財である面掛行列を実施している御霊会を支援することで、歴史・伝統を活かした地域づくりが推進されるとともに、地域に伝わる伝統行事を後世に伝えることにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 5 - 4

事業名	教育情報事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 57 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 57 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	（市域全域）
事業概要	市内の小・中学生の郷土学習の資料として学習資料を作成・データ化し、配付する。   図 中学校社会科学習用   図 小学校社会科学習3・4年生用
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の小・中学生向けに社会科学習資料を作成・配布することで、子どもたちが地域の歴史を学び、固有の文化や伝統行事を次世代に継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(6) 取組の計画的・持続的な推進に関する事業

事業番号 6 - 1

事業名	取組の費用対効果分析
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和 8 年度・令和 12 年度・令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	古都区域内
事業概要	第 2 期計画前半の 5 年間において実施予定の事業による費用対効果の分析を行い、その結果をウェブサイトなどを通じて市民等に広く公表する。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	歴史的建造物の保存改修等には多額の費用を要するため、市民の意向を取り入れた費用対効果分析を行う必要があり、結果を広く公表することで、円滑な事業の推進が図れるため、歴史的風致維持向上に寄与する。

事業番号 6 - 2

事業名	歴史まちづくり周知啓発事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 42 年度～令和 17 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（昭和 42 年度～令和 17 年度）、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度～令和 17 年度）
事業位置	古都区域内
事業概要	鎌倉の歴史や文化の魅力をホームページや SNS 等で発信するとともに、市博物館で展覧会を開催する。文化財の保護及び「鎌倉」の世界遺産登録に向けた取組の各種啓発活動を行う。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組への市民、来訪者、関係者の理解の拡大により、歴史や文化を身近に感じ、市民が暮らしやすく誇りに思えるまちの実現が図れ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

4 第1期計画において完了済みの事業一覧

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

事業名	史跡永福寺跡環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 56 年度～平成 29 年度
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業位置	鎌倉市二階堂
事業概要	史跡永福寺跡について、広く一般に公開するため環境整備を行った。    図 史跡永福寺跡位置図  写真 整備した苑池  写真 史跡永福寺跡 三堂  写真 史跡永福寺跡 遣水
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡永福寺跡について、発掘調査の成果等を十分に反映した整備を行い、広く一般に公開することによって、学校教育や生涯学習の場となり、鎌倉の歴史を認識する上での重要な拠点施設となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

事業名	古都保存法施行 50 周年記念事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	昭和 41 年に古都保存法が制定・施行され、平成 28 年に 50 周年を迎えることから、シンポジウム等の記念イベントを実施した。 50 周年記念事業の様子   写真 里山フェスタ(1) 写真 里山フェスタ(2)  写真 記念誌の作成と配布
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	歴史的風土の大切さを多くの方々とともに考え共有することで、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を、次世代へ継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

事業名	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業（平成 25 年度～平成 26 年度・平成 28 年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金（平成 27 年度）
事業位置	鎌倉市扇ガ谷一丁目
事業概要	歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターを整備した。   写真 整備後建物外観(正面)  写真 建物外観(谷戸の風景) 図 事業位置図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	英国の建築家であるノーマン・フォスター氏の設計による当該建物は、この地の歴史的背景や周囲の空間に調和するようデザインされたものであり、鎌倉の歴史的風致の維持向上に関する啓発活動が行われる拠点施設であるとともに、緑豊かな自然環境と歴史的遺産とが共存した鎌倉独自の風情や趣を感じることができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 地域の伝統文化の継承に関する事業

事業名	鎌倉彫振興事業所整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	鎌倉市由比ガ浜三丁目
事業概要	伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を図るため、活動拠点となる施設のバリアフリー工事化や耐震改修工事等を実施した。  図 事業位置図  写真 建物の様子(正面入口)  写真 建物の様子(整備後内観)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	利用者の利便性向上に向け、建物のバリアフリー工事や耐震工事等を実施することにより、伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知する拠点施設としての機能が整備され、また、鎌倉彫の製作を体験する場が確保されることにより、後継者の育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

